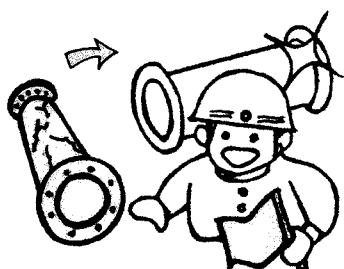
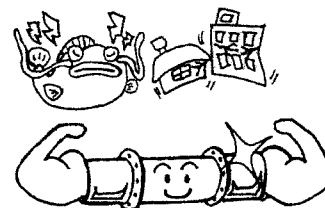


水道施設の更新にご協力を



都留市の水道事業は、大正11年3月に創設認可を受け、大正12年2月1日から谷村町内に給水を開始して75年が経過しました。この間、昭和34年に第1回目の拡張事業を行い、年々増加する水需要に対応するため、計8回にわたり拡張事業を実施して市民生活に欠かすことのできない生活用水の供給に努めてきました。

しかし、最近の本市における漏水事故や阪神淡路大震災の教訓を踏まえる中で、「より安全で、おいしい水の供給」「災害に強い施設の整備」「緊急時における給水確保」を図るため、都留市水道事業基本計画を策定しました。



特に上水道事業につきましては、将来的に「安全で安定した水」を供給できるよう「第9次拡張事業計画」により給水人口、給水量、配水系統の見直しを行うとともに、老朽化した施設の更新、老朽管の布設替え、維持管理の効率化など多角的検討を行い、平成10年度より緊急度の高い箇所から本格的な整備を行っています。

このため工事中は、関係する市民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

健全な水道事業の経営に努めています

水道事業の経営は、法律によって「事業に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てること」と定められており、独立採算制を基本としています。

必要な水を継続して供給するためには、施設の建設改良費用（資本費）と通常業務の管理費用（維持費）が必要になります。

なかでも、多額の経費を要する施設の建設資金については、国からの長期の借入金（企業債）であり、後に、利息とともに返済しなければなりません。

これらの諸経費は、市民の皆さんにお支払いいただく水道料金によってまかなわれています。このため施設整備計画と併せ、現在、料金改定の検討をしていますので、今後も水道事業の運営に、ご理解とご協力をお願いします。

